

お客さま各位

京都北都信用金庫

一定金額未満の口座解約手続きにおける 「印鑑レス」の実施に伴う預金規定の改定について

平素より、京都北都信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、お客さまの利便性向上のため、預金残高が1万円未満の口座について、印鑑レスによる解約手続きの取扱いを開始するとともに、併せて預金規定を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の規定は本規定前よりお取引されているお客様にも適用させていただきます。

記

項目	内容
取扱開始日	2022年10月1日（土）
対象となるお客様	個人・個人事業主のお客様
対象の口座	<ul style="list-style-type: none"> ・残高1万円未満の普通預金・貯蓄預金・納税準備預金 ・総合口座の場合は定期預金の利用が無いこと ※お取引の内容により一部対象とならない場合がございます
ご持参・ご提示いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳（通帳レス口座の場合は、スマホ画面の提示） ・キャッシュカード（発行されている場合） ・顔写真付き本人確認書類（運転免許証等）

下記のとおり普通預金規定（無利息型含む）を改定いたします。また、貯蓄預金規定、納税準備預金規定についても同様に改定いたします。

新	旧
<p>12. （反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この預金口座は、第14条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第5項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>12. （反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この預金口座は、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>
<p>13. （取引の制限等） （省略）</p>	<p>13. （取引の制限等） （省略）</p>
<p>14. （解約等）</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して〈削除〉通帳とともに提出</u>してください。</p>	<p>14. （解約等）</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>〈追加〉この通帳および届出の印章を持参のうえ当店に申出</u>てください。</p>

<p><u>(2) 前項の解約の手續に加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p><u>(3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当金庫が認めるときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに代えることができます。</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 前記 (4) (5) (6) により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2022年10月1日改正)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) 省略</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 前記 (2) (3) (4) により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2021年5月1日改正)</u></p>
--	--

以上